

# 産業用ロボット

産業用ロボットの動作の順序、位置、速度の設定等を行う場合は、産業用ロボット教示作業特別教育を修了した者でなければ業務につくことはできません。

最近、産業用ロボットによる新しいタイプの事故が多発しています。（法第 59 条、規則第 36 条）

今回開催します「産業用ロボット教示作業学科特別教育」は学科講習であり、実技を行いません。

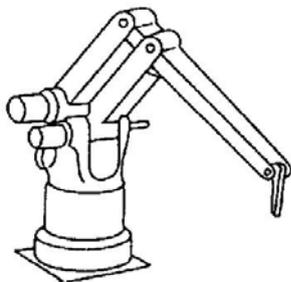
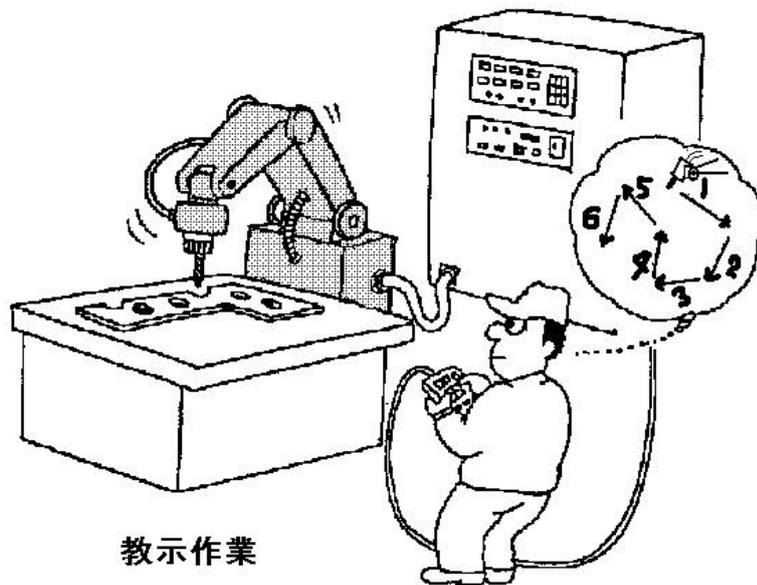
当協会では学科修了証を交付致しますので、実技講習については、各事業所で規定時間の実技を実施していただき、各事業所で証明をして下さい。（産業用ロボットの操作の方法：1 時間以上・産業用ロボットの教示等の作業の方法：2 時間以上）

講習科目と時間数（学科講習）

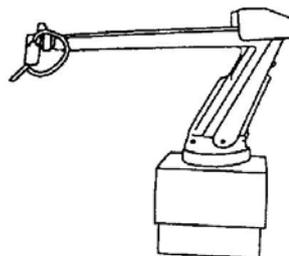
講習科目	時間数	合計
産業用ロボットに関する知識	2	12
産業用ロボットの教示等の作業に関する知識	4	
関係法令	1	
講習終了後に簡単な確認テストを行います。		

産業用ロボット：マニプレータ（人間の四肢に類似した機能）及び記憶装置を有し、記憶装置の情報に基づきマニプレータの伸縮、屈折、上下移動、左右移動若しくは旋回の動作又はこれらの複合動作を自動的に行うことができる機械

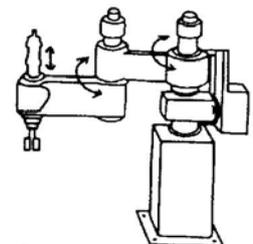
教示等：産業用ロボットのマニプレータの動作の順序、位置又は速度の設定、変更又は確認



平行四辺形リンク構造の  
アームを持つロボット



直線シリンダーによって  
垂直方向に屈折する関節を  
もったロボット



水平方向に屈折する  
関節をもったロボット

《その他の資格》

- ◎ 産業用ロボット検査等作業特別教育  
検査等の業務又は検査等に係る機器の操作の業務（法第 59 条、規則第 36 条）